

いま趣旨説明のありました国立学校設置法等の一部を改正する法律案について、総理並びに文部大臣に質問をしたいと思います。

まず、冒頭に伺いたいのは、この法律案の仕組みと形式に関する問題であります。

本案は、旭川医科大学等の新設並びに新構想に基づく筑波大学の創設を規定したもので、そのため、国立学校設置法、学校教育法、教育公務員特例法等の一部を改正しているものであります。が、何か、法律形式上おかしいとか、筑波大学の関係は分離して、別の法律によつたほうがよいといふような議論もありますので、最初に、この点を明らかにしておかなければならぬと思ふのであります。

もともと、この国立学校設置法は、学校教育法第一条に基づくすべての国立学校の設置を規定した国立学校の戸籍簿のようなものであります。今回の筑波大学は、特殊法人とか公社とかいう、そういうものではなく、れっきとした国立大学でありますから、この国立学校設置法の改正によらなければ設置できないのが筋であることは、きわめて明らかであります。(拍手)

ただ、今までのやり方と違つてるのは、現行の学校教育法に定める学部の規定を弾力化して、筑波大学に新しい教育研究の組織をつくったこと、また、すでに私立大学等に置かれている副学長の制度を、学校教育法と教育公務員特例法を改正して明確にし、この副学長を筑波大学にも置いておられますので、その仕組みについてわかりやすく御説明をいただきと同時に、提案に至るまでの慎重な調査研究と手続など、経過について御報告を伺い、なお、この筑波構想を他の大学にも当てはめようという意図があるかどうか、お答えを願いたいのであります。

特に、この案は文部省の発想によるものではなく、東京教育大学みずから企画によるものと聞いておりますが、その点についても明らかにしていただきたいと思います。(拍手)

次に、内容についてですが、私は、最も争点になっておる大学の自治の問題、筑波における教育、研究の問題、管理運営の問題、この三点について十二分にただし、国民の理解と支持を得たいと願うものであります。

そこで、第一に伺いたいのは、大学の自治の問題であります。今回の構想がまるで大学の自治を破壊し、学問の自由をじゅうりんし、例によつて大資本に貢献し、戦争につながるものだなどとデマを飛ばしている人々が一部におりますので、この問題点については、この際、明らかにしておく必要があると思います。(拍手)

まず、最初に指摘したいのは、これまで大学自らのシンボルとして聖神侵すべからざる、神聖不可侵犯なもののようにいわれてきた学部教授会自らは、何よりも老化した体質によるものと診断を下さざるを得ないであります。

しかば、新しい大学の自治の理念は一体どこに求めたらよいかという問題であります。私ども理解では、大学とは、真理を探求し、人類の福祉と平和に貢献する使命をなうものであるから、大学自治の理念は、きびしい自己規律によって研究と教育を行ない、社会からの批判にも耳を傾け、時代の変化に応じてみずから改革していく存在でなければならないと信ずるのであります。

そうした大学であればこそ、国民は大学を尊敬し、進んで巨額の財政投資を行ない、その発展に協力することでありましよう。こうした共通の理解と認識が育つてこそ、初めて大学の自治は国民の支持を受けるものと信じます。筑波大学はそうしたビジョンのもとに構想されたものではないでしょうか。ヘルメットに覆面といふ姿で鉄パイプを振り回す暴力学生がいまなお幾つかの大学で振り切れない気持ちであります。大学には理論家は多いが、実践家は少ないせいか、改革は遅々として進まないという現状は、国民の一人として全くややこしい気持ちはあります。大学には理論的要請に適応せず、これが大学紛争の火の手を燃え上がらせたのであります。かりに、Aという先生は、若いときに大いに勉強して業績をあげた結果、教授に昇格したが、その後は怠けて権威ばかり振り回すようになります。しかし、教授会自治のものとでは、そんな先生でも必ず定期まで安泰であります。こういう制度のもとでは、若い優秀な人材は民間や海外に流れてしまします。いわんや新しい血を外部からどうし大学に取り入れて刷新をはかるなどということは容易にできることであります。また、この学部優先の大学自治の方式は、独善的、利己的傾向に流れやう。そのような繪理であればこそ、教育の真の意味についても体験的に深く考えておられるだらう

ため、大学の紛争処理、改革、移転など、全般的な課題に直面いたしますと、意思統一がなかなか対して適応不全症状を起すわけで、このことに対する対応が問題であります。

第二にお尋ねしたいのは、筑波大学における教育と研究の方についてであります。現行の学校教育法では「大学には、数個の学部を置くことを常例とする。」と規定しておりますが、今回の法案では、これを改正して「学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。」としております。そしてさらに、これを根拠として、国立学校設置法を改正して、筑波大学には、「学群及び学系を置く。」と規定しております。

これについて一部の反対論者は、現行制度における大学では、教育と研究が一体的に行なわれ、その運営は学部が当たることに定められている。ところが、筑波大学では、教育と研究の組織を群と学系に分離しているので、教育効果は下がるにきまつてゐると言つております。これは事実に反する暴論ではないでしようか。反対論者の主張のよう、従来の学部、学科、講座がただ一つの理想的な仕組みであり、やり方であったとしたら、おそらく大学に対する不満も生まれることなく、紛争も起らなかつたであります。

筑波大学では、学問分野別に分けられた数多くの学系を、すべての先生方の所属する研究組織としており、他方では、教育目的に応じて学生の教育本位に編成された多様な学群——その下の組織である学類——たとえば人文、社会、自然、比較文化、人間、生物、社会工学、情報といった学類で多くの学系の先生方が協力して、学生の教育を行なう仕組みにして、今までのよろんな矛盾を解決しようとしているのであります。つまり、今回の筑

波の学系、学群、学類という新組織は、教育と研究をばらばらにするのではなく、むしろより機能化し、彈力化し、総合化して、その結果は、より深いところで教育と研究を一体化するねらいを持つてゐるものと理解するものであります。この点、私どもの認識のしかたが正しいかどうか、文部大臣の明確な御答弁をお願いしたいのであります。(拍手)

第三の問題として、筑波における管理運営について伺いたいのであります。

すでに申し上げましたとおり、これまでの大学は、学部教授会自治のもとに学部が主体となつて教育、研究、管理運営のすべてを取り仕切り、その結果さまざまの批判を呼ぶようになつたのであります。これを要約して申し上げるならば、大学が形式化し、空洞化してしまつたのであると思うのであります。

筑波大学では、このような問題点を反省し、学部教授会にかかる機関として、学群、学系などにそれぞれすべての先生で構成する教員会議を置き、組織内の主要事項を審議するとともに、全学委員会と審議会がこれに当たることになつてゐる代表で構成されているわけで、むしろ責任分担を明確にし、機能化しているのではないでしようか。こうした改革構想に対し、大学の管理強化だとか、大学自治の破壊だなどと批判が一部でなされておりますが、これはたいへんな間違いであります。この反対のおもな点は、副学長、人事委員会、参与会の三つに集中されているのであります。すが、この点についても明らかにしたいと思いまます。

まず副学長の問題でありますが、筑波大学のような大規模大学が一つのまとまつた有機体として活動するためには、すべての教員の意見の吸収と

多くの学群、学系間の意見調整という、いわば縦横のパイプ組織の充実が大切であります。二つの委員会と四つの審議会を通してその調整をするのがこの五人の副学長であります。

次に人事委員会についてであります。大学の人事の閉鎖性を打破し、広く内外に人材を求める努力をすることは、大学の使命からいって当然のことではないでしょうか。そのためには全般的な立場から、公平、適切な結論を得るよう、人事委員会は、学群や学系の教員会議の意見を十分聞きつつ対処することになつてゐるのだと思うのであります。

また参与会は、地域社会や他の大学、研究機関の関係者、卒業生の代表などの学外者で構成し、大学の運営について学長の相談を受けるものとされていますが、大学が進んで学外者の意見を聞くことがあります。これら措置をもつて大学の自治が侵害されるなどといふのは、とんでもない妄想であります。

まして、人事をある程度開放し、学外者の参考意見を聞くといふだけに戯々恐々とするような自主性も見識もない人間では、大学の先生としてどうあります。田中角栄君にお答えをいたします。

○國務大臣田中角栄君 捷正俊君にお答えをいたします。

まず第一は、今日の大学の姿をどう評価し、日本

の未来を切り開く大学をどのような大学と考えるのかという御質問でございますが、現在、わが国には約九百の大学があり、百八十万人に近い学生が在学をいたしております。進学率は約二八%に達しておりますので、三人に一人の青年が大学に学んでおるということになるわけであります。

このような高等教育の普及、拡大の傾向は、今後とも続くことが予想せられるであります。この傾向は、複雑高度化しつつある社会におきましても、より高度な教育を求める国民の強い意欲のあらわれであり、これらの国民の要請にこたえ得る体制を整えることが必要だと考えておるのであります。

このような情勢を踏まえ、それぞれの大学自体

でおられるか、その御決意を伺いたいと思うのであります。

そこで、まず第一には、これまでの大学の質的充実、特に私立大学に対する助成についての強化が大きな課題であります。第二に、今後の入学希望者の増大に対し、新しい大学をつくるという課題があります。国の根本は教育にありといふ古

今東西に誤らない真理、大原則に立つて、勇気あ

る教育優先の政策を実行してもらいたいのであります。

総理並びに文部大臣、私の切なる希望に対し、大胆率直な御答弁をお願いいたしたいのであります。

これをもちまして、私の代表質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣田中角栄君 捷正俊君にお答えをいたします。

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

まず第一は、今日の大学の姿をどう評価し、日本

の未来を切り開く大学をどのような大学と考えるのかという御質問でございますが、現在、わが

国には約九百の大学があり、百八十万人に近い学

生が在学をいたしております。進学率は約二八%

に達しておりますので、三人に一人の青年が大学

に学んでおるということになるわけであります。

このように高等教育の普及、拡大の傾向は、今後

とも続くことが予想せられるであります。この

傾向は、複雑高度化しつつある社会におきまし

て、より高度な教育を求める国民の強い意欲のあ

らわれであり、これらの国民の要請にこたえ得る

体制を整えることが必要だと考えておるのであります。

なお、戦後の大学制度につきましては、発足以

來すでに四半世紀を過ごしておられます。大学制度

はどうあるべきかといふよろしく、大学に対する國

民の希望と意見は数多く存在するであります。

大学は教師と学生だけのものでないことは申しますません。次代の国民を育てるところであ

ります。大学は入ればいいのだと、卒業すればいい

のだと、いふところではなく、眞に学ぶところであ

ります。そのためには、眞に教師が教えられ、眞

に学生が学び得るよき環境を提供しなければなら

ないわけであります。(拍手)

政府は、国民の声に耳を傾け、世界に誇り得る

大学、そして眞にわが日本人の特性を生かし得る

大学を拡充していくために、精力的に努力を続け

てまいりたいと考えます。(拍手)

〔國務大臣奥野誠亮君登壇、拍手〕

○國務大臣（奥野誠亮君） 国立学校設置法は、あらゆる国立学校を網羅して規定している法律でございまして、国立学校の設置と、その組織及び運営についての基本的な事項を定めているものでございます。筑波大学も国立学校として設置するものでござりますし、同時に十月に開学を目指しているものでござります。したがいまして、当然、国立学校設置法に旭川大学等と同様に規定するものが当然の姿でござります。

なお、東京教育大学はキャンパスが幾つにも分かれておりますので、たいへん不便でございますし、同時にまた環境が非常に悪化しておるものでございますので、昭和三十七年に、東京教育大学が統合移転候補地の調査をすることを決定をしたわけでござります。四十二年に、東京教育大学が総合大学として発展することを期し、条件つきで筑波に土地を希望することを決定いたしました。四十四年には、東京教育大学は、筑波における新大学のビジョンの実現を期して、筑波に移転することを表明いたしました。四十六年には、東京教育大学は筑波新大学に関する基本計画案を決定をいたしました。これらを受けまして、四十七年に、筑波研究学園都市に新設移転する研究教育機関として、筑波大学等四十二機関を閣議決定をし、そして今日の法案の提出に至っているわけでございます。

この東京教育大学の新構想、これを実現させようとして法律案を提案しているわけでございませんて、この構想の実現をはかることこそが、大学の自治を守る政府の基本的な姿勢であると、かように考えておるものでございます。（拍手）

同時にまた、先ほど来お話をございました学群、学系の組織、あるいは人事委員会、あるいは参与会の組織は、筑波大学のみに規定をしておるわけでございまして、他の国立大学に押し及ぼさないままの場合は、新たに法律案を国会に提出しなければならない性格のものでございます。

現在、学部を中心にして、教育・研究

が一体として行なわれている。そのことはそのこととして意義のあることではござりますけれども、今日の事態から考えますと、いろいろな無理な面も出てまいつてきているわけでございます。研究の面で申し上げますと、研究はますます深く掘り下げていかなければならぬけれども、その態度をそのまま教育に持ち込んで、いまの学生の理解が得られるだろうか。もっと広く学んで、変化に対応する力を身につける、そのことを目として大学に進んできているわけでございますので、そのままでは問題が起るわけでございます。

同時に、また、學業領域の學問がどんどん発展を見つづございます。同時に、また、各學部協力をして対応しなければならない問題も幾多起つてゐるわけでございまして、公害に一つ例をとりましても、これは医学部、薬學部、法學部、農學部、理學部、工學部、みんな協力をしなきゃならないわけでござりますだけに、やはり學部の割拠を、學部のへいを取りはずさなければ十分な研究体制を整備できない、こういう問題もござります。そういうことから學部の壁を取りはずまして、研究の組織として學系組織をつくる、教育の組織としては學群、學類の組織をつくる、こういうことになつたわけでござります。しかしながら、いずれも大学の中におきまして研究も教育も一体として行なうわけでございます。學部割拠の大學自治を全學的な大學自治に發展させることを通じて、教育と研究とをさらに發展させていきたい、時代の要請に合つよう進めたい、といふことが眞意でござりますので、御理解を賜わりたいと考えるわけでござります。(拍手)

なお、お話しのように、人事委員会、参与会、副学長等の問題を通じまして、管理強化でありますとか、大學自治の破壊だとが言られておるわけでもありますけれども、私は、管理の強化じゃなしに、研究も教育もその使命を適正に發揮させるための管理の適正化、こう考えるべき性格のものだと、かように考へるわけでございますし、大學

のであると、かように考へておるものでございまして、そのような仕組みにつくり上げていこうとするものであると、かように考へておるものでございまして、その自治の破壊でなしに、それぞれの効率を高度に發揮して、社会から負託された責任を全うする、そのような仕組みにつくり上げていこうとするものであると、かように考へておるものでございまして、私立大学への助成の強化の御主張がございまして、私立大学の社会に対する限りは、国立大学に対する財政負担と同じよくなう考え方で私立大学に対して財政負担をしていくべきものであると、かように存じておるものでござります。

量的な問題につきまして総理からもお話をございました。違った角度で数字を申し上げますと、六十年代当初には四〇%の人たちを大学に収容していきたい、としますと、現在の国立大学の平均定員が九百五十人、約千人でございますから、それまでの間に二百校の国公私立の大学をつくっていきたいという考え方を持つて、それを地域的に均衡のとれた姿において整備していくといふ、こういうよろくなことで努力をしてまいる考え方でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 宮之原貞光君。

[宮之原貞光君登壇、拍手]

○宮之原貞光君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案をされました国立学校設置法等の一部を改正する法律案について、強く反対をする立場から、總理並びに文部大臣に対して質問を行なうものであります。

この法案は、緊急にその実現が望まれている川医大の創設や、山形、愛媛大学の医学部設置等、国立学校設置法の一部を改正することのみで足りる部分と、わが国高等教育のあり方の根本にかかる筑波大学の創設といふ、まさに国際的な合意を得るために慎重に審議をされなければならぬ部分を意図的に抱き合わせて提出をされ

ておるのでありますが、この二つの部分が全く異質のものであることは、だれの目にも明らかなどころであります。それだけに、このことを承知の上で、あえて提出をしてきておるところの政府の魂魄は、医大等の設置を強く求めておる国民の声を、問題のある筑波大学賛成に転化させようとするきわめて悪質なものだと断ざざるを得ないのであります。そしてまた、それは筑波大学の創設に反対をするわれわれを、すべて医大等設置にまで反対をするものとのレッテルを張つて、国民の目を欺くとする陰謀でもあります。もしさうでないというならば、総理、先ほど提案説明のあつたわが党をはじめとする野党四党の共同提案による国立学校設置法の一部を改正する法律案に政府も直ちに賛同をすべきだと思うのであります。いかがでございましょうか。まずそのことをお伺いいたしたいと思います。

新設をされる医大、医学部等々に大きな希望を託して、受験準備に余念のない学生諸君の上に思いをいたすときに、私はまさに斷腸の思いがいたすのであります。法案が成立をし、入試を経て大学に入学をするまでには、最低二カ月を要するというのが常識であります。しかも、本日提案をされましても、本法案は慎重審議を旨とし、かつ良識と自主性をお互いの語りとしておるところの本院では、実際の審議期間がきわめて短いだけに、会期内に成立するとはおそらく与党的皆さんでさえ思っておられないだらうところの事態の中で、総理、あなたは、それでも国民の声を無視して、医学部等の新設を筑波法案と無理心中させるつもりですか。これこそ、党利党略のために教養を犠牲にして省みない態度といわなければなりません。いまからでもおそくないであります。あなたの一枚看板である決断と実行は、四党提案の分離法案に賛同してこそ国民の共感が得られるのでやまちを改めるのにやぶさかであつてはなりません。いまからでもおそくないであります。あなた

○謙長(河野謙三君) 宮之原貞光君。
これまでの間に三百校の国公私立の大学を
いきたいという考え方を持つてゐる。そ
的に均衡のとれた姿において整備してい
こういうようなことで努力をしてまい
ざいます。(拍手)

学の平野
から、そ
つくな
れを地域
きたい、
考えで、
新設をされる医大、医学部等々に大きな希望を
託して、受験準備に余念のない学生諸君の上に
思いをいたすときに、私はまさに断腸の思いがい
たすのであります。法案が成立し、入試を経て
大学に入學をするまでには、最低二カ月を要する
というものが常識であります。しかも、本日提案を
されましても、本法案は慎重審議を目指とし、かつ
良識と自主性をお互いの誇りとしておるところの

○宮之原貞光君登壇、拍手）
　　宮之原貞光君　私は、日本社会党を代表して、ただいま提案をされました国立立学校設置法等の一部を改正する法律案について、強く反対をする立場から、總理並びに文部大臣に対して質問を行なうものであります。

　　この法案は、緊急にその実現が望まれてゐる旭川医大の創設や、山形、愛媛大学の医学部設置等、国立学校設置法の一部を改正することのみで足りる部分と、わが国高等教育のあり方の根本的な合意を得るために慎重に審議をされなければならぬ部分を意図的に抱き合わせて提出をされ

本院では、実際の審議期間がきわめて短いために、会期内に成立するとはおそらく与党の皆さんでさえ思っておられないだらうところの事態の中で、総理、あなたは、それでも国民の声を無視して、医学部等の新設を筑波法案と無理心中させるつもりですか。これこそ、党利党略のために教育を犠牲にして省みない態度といわなければなりません。まさに国民の名において弾壓をされなければならない愚撃であるのであります。総理、あなたを改めるのにやぶさかであつてはなりません。いまからでもおそくないのであります。あなたの一枚看板である決断と実行は、四党提案の分離法案に賛同してこそ国民の共感が得られるので

あります。この点、総理のメンツにとらわれない謙虚な御答弁を期待いたすものであります。

重点的にお尋ねをいたしたいと思います。

井を要約をいたしますと、「複雑にして高度化している今日の社会情勢では、現在の大学ではもはや対応できなくなっている。時代の進展に即応し、弾力的な研究活動を確保し、かつ多様な人材の確保をはかるために筑波大学を創設した」とか、「開かれた大学、筑波」等々としきりに強調されるのであります。一体、總理及び文部大臣は、大学の大衆化とか、時代の要請にこたえる大學生のあり方などということをどのようにお考えであるか、この点の見解を承わりたいと思うのであります。

広く越えて展開をされようとも、社会における大学を
学の役割は不変であります。いな、むしろ大学
を越えて科学、技術の研究や開発が進み、大学以
外で社会事象の検討が進めば進むほどに、大学に
おきます基礎的な研究と教育に対する社会の要請
は強まるものであります。今日の大学の進学率の
上昇は、このような科学、技術の全領域にわたる
急速な発展と、それに基づく社会構造の変化に対し
て、より高度な教育を受け、高い知識と判断力を
持ちたいという国民の要求のあらわれであり、國
民の教育を受ける権利行使の広がりであるのであ
ります。いわゆる大学の大衆化現象は、このよう
な国民の知的的要求の増大と民主主義の發展の結果
でありまして、歴史的に見ましても、人類社会發
展の必然的な傾向にはかならないであります。
ですから、わが国高等教育の今日的緊急課題は、
これにこたえるための大学間の格差の是正と、教

もよくわかります。しかし、にもかかわらず、両者は同一人が遂行しない限り大学としての役割りは十分果たし得ないのであります。大学における教育は、学問による知性の練磨でありますから、第一線に立つて研究活動を行なっている者の手によつてなされることが必要不可欠であります。また、第一線の研究を遂行するためにも、広い視野に立つた教育のための研究を行なうことがあります。必要になつておられます。さらに、学生との接触が研究に有益な刺激となることも少なくないのでありますから、研究と教育は、大学においては不離一体なものであるのであります。このことは、大学のあり方の基本にかかるところの問題でありますだけに、日本學術會議もたびたび總理に勧告を行ない、國大協や東大をはじめとする多くの大学もまた、それぞれ同様の見解を表明をしてきたのであります。しかし、政府はこれに全然耳をかすことなく、ただひたすらに中教審答申の路線に忠実に法制化をはかつておるのがこの法案の骨格であります。だけに、これらの理由と根拠をあわせて明らかにしていただきたいといふことを総理並びに文部大臣に御答弁をお願いしたいと思ひます。

統じてお聞きしなければならない問題は、新しい大学管理の問題であります。

この問題は、大学の自治、ひいては大学における学問・思想の自由にかかるきわめて重要な問題であります。大学の歴史は、学問の自由を保障するためには大学の自治が絶対に必要であることを私どもに教えておるのであります。大学の自治とは、大学人みずからが人事権を持つことであり、研究や教育の内容を自主的にきめることであり、さらには、財政面でもある程度の自主性を持つことであり、大学の施設、設備を自主的に管理することを内容といたします。そして、大学の機能である研究と教育及び管理は、基本的には同一主体によつて行なわれるが大学の特色で、大学の自治は、本来このような目的を果たすために存

在をするものであります。

しかも大学の自治は、従来、講座制を基盤とした教授会を中心とする自律的な研究、教育体制の確立を前提として運営され、教授会は管理機関の役割をも果たして、大学の主体性を維持するため今日まで大きな役割を果たしてまいりましたのであります。この仕組みは、今日ではすべての大學生で定着をし、慣習化し、学部自治ということばが通用しております。学校教育法の第五十九条は、このような教授会の役割を規定し、これを基盤とした評議会が大学の意思決定の最高機関であることを明確にしているのであります。ところが、筑波構想は、この学部教授会自治の解体を主たる内容とし、研究と教育と管理の統一を否定をいたしております。教育の機能の組織的な単位としての学部を廢止して、これにかわるに学群、学類を、研究の基本的組織として学系を置き、管理は教師、研究者の手から奪い去つて、管理のための固有の組織として、学長を頂点に新たに五名の副学長を配して中枢的管理機関を置くとしておるのであります。しかも、学長はもとより副学長も学外者から導入できるようになつておりますとして、副学長は、執行部であります議機関である評議会、人事委員会の中心メンバーを兼ねることができますなど、管理のための特別の人的スタッフと特別の組織を設けて、大学の管理体制を強めるところのやり方であります。言うならば、このようなやり方は、例の悪法である大學運営臨時措置法の管理方式の筑波大へ閉鎖性、排他性の克服策とか、開かれた大学といふ口実のもとに学外から人を入れるというやり方は、中教審メンバーの例からして、その実際は財界、官僚、御用学者で占められ、結局は強力な資本や政治権力に牛耳られる参与会となることは目に見えておるのであります。外部の人を参与に入

れれば、それで大学の閉鎖性が除去されると思いうらい愚かな考え方ではないのであります。このようないうな管理機構のもとでは、たとえば製薬資本の代表者を薬科大の参与に入れて、ときもしない薬の宣伝を大学の教授にやらせるような結果にしかならぬのであります。

さらに重大なことは、人事権までが教授会の手を離れて人事委員会の手に移ることであります。教授会の人事権の自主性、主体性が大学自治のかなめであることは、戦前の森戸、滝川事件、戦後のイールズ旋風の事例をあげるまでもなく、はつきりいたしておりますのであります。教育公務員特例法に、教員の採用及び昇任は教授会の議に基づき学長が云々と規定をし、教授会が実質的に人事権を持つていてそれを明確にしておるのである。このため

あるのであります。筑波構想は、この権限をすべて人事委員会に吸収し、教授会は有名無実になつておるのであります。このように、大学の自委員会も全学的な大学の機関であるから、大学の自治は侵されないと反論をされるかもしれません。しかしながら、その反論は、およそ大学を知る者にとってはそれは詭弁としか受け取られないのです。筑波大創設準備調査会は、人事委員会は必要に応じて学外の学識経験者を加えた業績評価委員会を設けると説明をしていのであります。

ますが、これは人事についても学外者の介入があることを示唆したものと言わなければなりません。また、一千人をこえる全教員のうち、わずか十五人程度で委員会は構成をされ、しかもその三分の一は副学長で占め、その他の委員も、学長の意向が強く反映をされるという人選の仕組みにも大きな問題があるのです。

現在筑波大学の母体でありますところの東京教育大では、文学部が移転に反対をしていることの育復のためか、家永教授ら三教授に対する辞職勧

告事件や、「教官選考規準に関する申合せ」に基づく文学部教授会の議決による五人の教官人事が、事となることは必至であるのであります。文部大臣、これでもあなたは、筑波大学構想は全学の教師の意向は正しく反映され、大学の自治権が移ってしまえば、このようなことは日常茶飯事であります。したがいまして、政府としては、守れると言いますか。とくとお伺いをいたしたいのであります。

教授会自治のあり方に問題があるからとして、大学自治の基盤である教授会を実質解体をするといややり方は、まさに角をためて牛を殺すたぐいの暴挙であるのです。

以上、総理、私は具体的に指摘をしてまいりましたが、大学の自治とか、学問の自由といろいろカニの甲らにも匹敵する決定的に重要なものを大学から奪い去つて、あなたは日本

の大学教育をどこに持つていこうとされているのでござりますが、大学の自治と、学問の自由について御発言がございましたが、大学制度も戦後四半世紀の歴史を経て、いろいろ改革を要する点があることは事実であります。このよろな觀点から、大学教育の正すべき点はこれを正し、これから

の激動する社会に適切に対応できるよき社会人を育成し得る大学をつくり上げていかなければならぬことは当然でございます。すなわち、新しい大學は、高度の学術研究を推進し得る柔軟性のある体制を強行することによって、日本の政治を自分の思ひのままに壊滅をしようとしたとして、世論の袋だたきにあつて断念したのであります。今度は教育を同様に壊滅をしようと策して、このようなきわめて反動的な筑波大学法案を提案されたのですか。とくと総理の存念をお伺いをいたしたいのであります。

次は、筑波大学構想は、大学の自治を奪うものである趣旨の御発言でござりますが、次代の望ましい国民を教育するためにふさわしい大学はどうかと必要であると考えるのであります。

總理に、平和憲法と教育基本法の理念に基づくところの、平和と民主主義を基調とするところの教育の哲学がもしありならば、小選舉区法案同様に、この筑波大学法案も断念をされるよう御忠告を申し上げまして、私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角栄君) 宮之原君にお答えをいたします。

第一は、法案を分離せよといふ問題でございまが、國立学校設置法等の一部を改正する法律案

は、筑波大学の創設を含む國立大学の新設、整備及びこれに関連する大学制度の改善措置について規定をしておるわけでございます。

國立学校設置法は、國立大学等の設置、組織及び運営に関する基本的事項につきまして統一的に定めることを目的とする法律であります。今回の改正案は、現行法制の体系上何ら疑義はないわけでございます。したがいまして、政府としては、この法案を分離する考えは全くありません。

(拍手)
第一は、時代の要請にこたえる大学のあり方に

ついて御発言がございましたが、大学制度も戦後四半世紀の歴史を経て、いろいろ改革を要する点があることは事実であります。このよろな觀点から、大学教育の正すべき点はこれを正し、これから

の激動する社会に適切に対応できるよき社会人を育成し得る大学をつくり上げていかなければならぬことは当然でございます。すなわち、新しい大學は、高度の学術研究を推進し得る柔軟性のある

体制を強行することによって、日本の政治を自分の思ひのままに壊滅をしようとしたとして、世論の袋だたきにあつて断念したのであります。今度は教育を同様に壊滅をしようと策して、このようなきわめて反動的な筑波大学法案を提案されたのですか。とくと総理の存念をお伺いをいたしたいのであります。

次は、筑波大学構想は、大学の自治を奪うものである趣旨の御発言でござりますが、次代の望ましい国民を教育するためにふさわしい大学はどうかと必要であると考えるのであります。

次は、筑波大学設置を含む國立大学の新設、整備に際しまして、この理想達成のために、幾つかの新しい試みを盛ろうとする姿を理解していただければ、このよろな大学をつくることが、学問の自由と学園の自治を侵すものでないことは、十分御理解願えると思うのであります。(拍手)

次は、大学において研究と教育は不離一体のものであるとの御説でございますが、大学において教育と研究とが一体となつて行なわれなければならぬことは、御指摘のとおりであります。筑波大学につきましても全く同様であります。筑波大学の構想において、従来の学部制に

かえて、学群、学系という新しい組織を置きましたのは、教育組織と研究組織とを分離し、それによって大学における教育と研究が最も適切な目的的と内容によって行なわれることを期待したからであります。

るなら、本法案を断念せよ」という趣旨の御発言でございますが、高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請にこたえて、高等教育の多様化、教育研究組織の合理化、大学の閉鎖性の是正等の措置を講ずる必要があることは何人も否定しないのであります。このよくな要請にこたえるため、新しい制度の採用を機会に、いろいろな問題に対しても具体案を添えて御審議をいただいておるのであります。このやり方は、まさに平和と民主主義を基調とするものであり、よりよい開かれた大学をつくり上げるために必要な不可欠なものであることを御理解いただきたい。

○國務大臣(奥野誠克君) 今後の大学のあり方等についてお尋ねがございました。戦前の大学と今までの大学とを比較して申し上げますことが端的でありますかと思うのでございます。

戦前は、大学は国家権要の人材を育て上げるんだというたてまえをとつておりましただけに、いわゆるエリート大学等ともいわれておつたわけでございます。そういう大学の性格からいたしまして、ごくわずかな、国民の中のほんの数%が学んだだけでございまして、同時にまた、しばしば象牙の塔にこもるなどの批判もあつたわけでござります。今日では三〇%から四〇%の人が大学に学ぶ時代を迎えようとしているわけでございまして、国家及び社会の中核になります形成者、これを育て上げていかなければならぬ時代に入つて、いるわけでございます。そういうまた大学でございますだけに、特に社会の変化に対応できるものを持つていかなければならぬ。そういう意味合い

はないわけでございまして、すべての先生方が研究の組織であります学系に属されるわけでございまして。教育の見地からどのような教育を行なうことが適切であるか、どのような学系から出向いていただいて教員構成をとることが適當であるか、そういうことを考えて教育を行なつていく。言いかえれば、学部割拠の研究や教育を、全學的な立場で研究や教育を構成していくというところにねらいがあるわけでござります。研究を行なっている者が教育に携わるんだという点は、何ら変わりはない点を御理解いただきたいと思います。

この研究と教育の分離の問題は、大学紛争以来、多くの大学が改革の中心課題としてまいったところでございます。東京大学もそうでございまし、その他の多くの大学がこのようない点に着目をしてまいつたわけでございまして、東京教育大学が初めてみずから構想として決定した、その決定を今回実現させようとしているところであります。

におきまして、象牙の塔にこもることなく、積極的に社会のあり方を目を開いていく、また社会の要請にこたえる努力を大学自身も続けていく、このことが非常に大切だと考えられるわけでござります。同時にまた、大学に今日求められている、あるいは期待されている点も非常に多いわけでございまして、公害の問題にしましても、環境保全問題の問題にいたしましても、あるいは情報科学の問題にしましても、あるいは物価や国際金融の問題にしましても、いろんな問題が大学の活動に広く期待されているわけでござりますだけに、全学的にそういう問題を取り組めるような大学でなければ、そのような要請にこたえることが困難ではないだらうかと、こう考えておるわけでございます。

研究と教育の分離につきまして、総理からいろいろお話をございました。同時に、研究を行なっている者が教育をすべきだという立場での御主張

こうで、まだ制度化されておりませんのに、みずからそういう仕組みを教授の中から持ってきているわけでございます。副学長を置くことができるということにいたしまして、そういう職を設けてあげようという考え方でございます。筑波大学の希望を受け入れまして、そして、他の大学も希望する場合には、これを置けるようにしてあげたいということでござります。

第三には、参与会について御意見がございまして。参与会は学外者をもつて構成するわけでございますので、大学の自治を破壊するのじゃないかという御心配があるようござります。しかし、法律に明記しておりますように、参与会は助言、勧告の機関でございまして、諮問機関でございまして、意思決定機関ではなくございません。大学陣営が、大学自治に干渉を試みるようなものは決然として、これは拒否すればよろしいわけでございまして、それだけの決意は持っていたなかなうればま

まことに人事委員会で承認されていくといふ経路を経るものだらうと、こう考へるわけございまして、これらの運営はいずれも大学の自治にゆだねられているわけでござります。大学人にゆだねられておりますだけに、大学がいろいろな学内規則をつくつたり、あるいは慣例の積み上げをしながら、りっぱな大学自治をつくり上げていただけるものだと、かように期待をいたしているものでござります。

最後に、東京教育大学の文学部が反対していることについて御批判がございました。私も、たいへん残念な東京教育大学の姿だと、かように考へているわけでございます。四十二年に東京教育大学が移転を決定したわけでございまして、これに対しまして文学部が不満を持たれまして、評議會に参加しておられました評議員の更迭を行なわれました。自來、大學移転に関する問題については、一切文部省は可づ國籍者と出合はずで、

ことについても御理解をいただきたいと思いま
す。

大学管理のあり方ににつきまして、いろいろ具体的
な点を指摘してお話をございました。

一つには、学部教授会の自治、これが解体する
のじやないかといふお話がございました。従来の
仕組みでありますと、大学に教授会を置くという
ことは、学部に教授会を置くということで行なわ
れてまいりてきているわけでございます。そのこ
とが学部割據の大学自治を生み出しているわけで
ござります。この学部の壁を破りまして、やはり
大学には教授会を置くわけでございますから、学
群組織に教授会を置く、あるいは学系組織に教授
会を置くということになつてくるだけのことであ
ざいまして、そういうことを通じまして全學的な
大學自治を実現しようとなはつてあるところに御
理解をいただきたいでござります。

二つ目には、副学長の点についてお話をござい
ます。

第四には、人事委員会について御指摘がござい
ました。いまの人事のあり方ににつきまして、やは
り私はこのままでよいとは思つていらっしゃらない
のだろうと、こう推測したのでござります。閉
鎖的な人事でありますとか、また、すべての大学
人事がそうなつてゐるとは言いませんけれども、
ところによりましては、封建的過ぎるじやないか
という批判されることは御理解いたいもの
だいていると思います。今回は、学部といふものを
をやめましたために、いままでは学部教授会で人
事をきめておつた、学部がなくなりましたので、
新しい仕組みをとらなきなりませんので、研究
の組織からも先生を出してもらら、教育の組織から
らも人を出してもらら、そういうことで人事委員
会を構成をして、そこで人事を行なうわけでござ
りますが、個々具体的の人事につきましては、やは
りそぞぞうの質疑の段階がまだあります。

私立大学の助成についてお話をございました。
四十五年から私立大学の経常費助成を始めたわけ
でございまして、専任教員の五割は助成をしたい
ということで計画を進めてまいりました。四十九
年度で、医学部、歯学部、理工学部、すでに五割
の助成、その他四割の助成、そうして当初の計画
が四十九年度で完成するということになつていて
わけでございます。ぜひ、この計画に従つて進め
ていきたいと思いますし、また、その計画が達成
した暁においては、新しい計画を文部省としては
ぜひつくり上げていきたいものだと、こう考えて
おるところでございます。

参 与 会 の こ と に つ き ま し て、文 部 大 臣 は 拒 禁 権
を 持 つ て い る じ ゃ な い か と い う 式 の お 話 が こ ざ い
ま し た。現 在、学 長、副 学 長 等 に つ き ま し て は、
大 学 の 申 し 出 に 基 づ い て 文 部 大 臣 が 任 命 す る。そ
の と お り 任 命 す る よ と、た い へん き び し い 姿 勢
を と つ て、大 学 の 自 治 を 守 る こ と を 明 確 に し て
い る わ け で こ ざ い ま す。参 与 会 は 諸 問 機 閣 で こ ざ い
ま し て、同 じ よ う な 表 現 を 使 い ま す と、せ つ か く
の 学 長 等 の 人 事 に つ い て の き び し い 姿 勢 と 同 じ
じ ゃ な い か と い う こ と に な つ て し ま い ま す の で、
片 方 の 姿 勢 の き び し さ を よ り 強 く 反 映 し ま す た め
に は、若 干 ニ ャ ン ス を 変 え た ほ う が い い ん じ ゃ
な い か と い う こ と で、学 長 の 申 し 出 を 受 け て 文 部
大 臣 が 任 命 す る、こ う い う 表 現 を と ら し て い た だ
き ま し た。し か し、学 長 の 申 し 出 ど り に 任 命 し
て い く べ き だ と 思 い ま す し、そ の よ う な 決 意 で お
り ま す こ と を 御 理 解 い た だ い て お き た い と 思 い ま
す。

の自治にゆだねてきているわけでござります。今後も筑波大学が多くの学内規則をつくっていくわけでござりますし、また慣例の積み上げを通じまして、大学自治の実体をつくり上げていってくれるわけでござりますので、私たちはそのような努力に待っていきたいと、かように考えておるわけでございます。

いということについて御批判がございました。まことに残念なことでございます。先ほどお答えをしたとおりでございまして、この大学の移転問題は、十一年来の懸案でございます。その間に、文部の同意が得られないままに混亂が生じておりますことはたいへん残念なことでございますけれども、今後とも、東京教育大学が円満に發展的に解消して、筑波大学に行けることについて一そらの努力を続けていきたいと、かように考えておるところでございます。

大学運営臨時措置法との関係において、何か権力介入を考えているじゃないかといふ式の御意見がございました。先ほど来たびたび申し上げておりますように、学群、学系の組織、あるいは参与会の組織、人事委員会の組織、すべて筑波大学に限定をいたしているわけでございまして、それじゃ他の大学に波及する歯どめは何かと、こうおっしゃいますれば、これは国立大学に限りまする限りは法律案を国会に提出しなければなりませんので、国会が、歯どめといふこととは適当でございませんけれども、国会でおきめいただくことじやございませんでしょうかと、こう申し上げたのでござります。

化の大学は關係を取るものと申す上にますと
医学部、歯学部におきましては、六年一貫の教育
を行なうことができるということ、あるいは副学
長を置くことができるということでござります。
副学長も置こうとしますと、評議会の定める基準
により学長の申し出、これに基づいて文部大臣が
任命するわけでございますので、大学の同意なし
に文部省がかつてに推し進めていけるものでもござ
いませんし、また、そんな意思も毛頭持つてい
ません。

学長が強い権限を持つじゃないかというお話をございました。特段に変わったところはないわけですが、同時にまた学長が、他の国立大学の学長と同じように、大学がきめて申し出でられるわけぢやないます。筑波大学も全く同じで

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手

○國務大臣(愛知探一看) 私學の經營につきましては、私學自身が責任を持つということがたてえであると存します。したがつて、その主要な財源が学生納付金に求められるということはやむを得ないことであると存じますが、しかし、私學の学生納付金が今日相当な高額になりつつあるのが現状でござりますし、したがつて、また、私學の経営が困難な状況にあることは政府といたしましてもよく認識いたしております。

る私学の役割り等についても、よく検討を尽くしていただきたい。財政当局といたしましてもさとうな要請をあわせていたしておるわけでござります。(拍手)

少く専門の問題については外れと申しますけれども、それでござりますが、國立学校設置法は、あらゆる國立学校を網羅的にこれに規定をしておる、その設置と、組織運営に関する基本的な事項、これをきめることにしておりますので、國立大学として設置する。しかも十月開學を目指す以上は、これに規定することが当然のこととございまして、分離するほうがむしろその理由に私は苦しむのじゃないだろうか、かように考えておるのでございません。(笑) そこで研究設備、新設の理工系統の学科の理科教育設備についての補助、財投資金等を原資にします日本私学振興財團からの有利な貸し付け等、諸般の施策を行なつておる次第でござります。

今後におきましては、政府としての私学に対する助成の方針に基づきまして、財政当局といたしましてもできるだけの協力ををしてまいる、かように

や副学長についてのリコール制をつくりたいと、こう考えておられるようございます。そういうものを学内規則できみたいと考えておられるようございまして、大学自身が、そのような学長の専断がもしあるとすれば、リコール制もみずからその権能を持つておりたいと、こう考えておられるようでございますので、私は、やっぱり筑波大學の大学自治に、筑波大学の先生方皆さんたちにおまかせいただいていいのじやないだろうかと、かのように申し上げたいのでござります。

試みに四十八年度予算で申し上げますならば、専任の教員給与費の補助積算率を、理工学部等につきましては十分の五に引き上げましたし、文科系につきましても十分の四に引き上げたわけでございます。また、教官の経費や学生経費の単価の引き上げ率を従来の八%から一二%に引き上げたこと等によりまして、全体で申しますと、前年度に比べまして四四%増の四百三十四億円を計上いたしておるわけでございます。これは三カ年間を見てみると、ちょうど三カ年間で三・三倍に広

畫譜考略

○議長(元野説三君) 萩原幽香子君

○萩原幽香子君 私は民政党を代表いたしまして、ただいま提案されました国立学校設置法等の一部を改正する法律案、とりわけ筑波大学法案について、總理並びに文部大臣にお尋ねをいたしかつて、

昭和四十八年六月二十九日 参議院会議録第二十四号

官 報 (号外)

いと存じます。

〔議長退席、副議長着席〕

大学の使命が、教育と研究を通して社会の平和と発展に貢献するにあることは、いまさら申し上げるまでもございません。しかし、現状は、その使命が達成される状態とはまことにほど遠く、教職員の数は定員に満たず、本文文部省から約五千六百名の教職員の増員が要求されたのにもかかわらず、予算化されたのはわずかに二千七百名、その半数にすぎません。また、常勤形態でありますから非常勤扱いの者も数多いといいます。まことに残念だと存じますが、文部省はその点をどのようにお考えになるのでございましょうか。教育

政府が大学混迷の現状の中で、新しい大学改革の一つの試みとして、この法案を提案されましたことに対して、わが党は評価することにやぶさかではありません。だからこそ、法案についてはつぶさに検討も加えたわけございまます。しかし、この法案をつくるにあたって、どのような人々が選任され、大衆化された大学にするために、どのような配慮がなされたのか承りたいのでございます。

学生は、単に教えられる者として考えるべきではなく、学問を修め、社会に出て貢献する人物として、また、若い成人として、一般市民として、

公私にわたる事柄について決定できる権利を持つ人間として、大学社会の中で正しく位置づけられなければなりません。大学における学生の人格的存続は正當に評価されるべきであり、また、教育

改正の第四点は、学長選考の際の評議会の構成員の中に、学生協議会の代表を加え、その数は全体の四分の一を下回らぬ程度にするということです。

ます第一点は、筑波大学の副学長は三名以内にとどめるという規定を設けることでござります。政府の構想によりますと、五名の副学長を置き、実務的な面で管理に当たることになつております。これは管理体制が著しく強化されることになり、賛成するわけにはまいりません。特に教育や研究担当の専任副学長を置けば、教育・研究の自由をそこなうことは必至であります。副学長は

学長を補佐し、学生の福利厚生部門を担当すれば

足り、その数も三名以内にとどめるとだと考

えます。

修正の第二点は、参与会在命に関する規定につ

いてであります。参与会は、国民一般から広く意

りわけ、大学はどうあるべき思考されておられますのか、総理の御所見を承りたいと存じます。

次いで、筑波大学法案についてお伺いをいたし

ます。

第三点は、筑波大学に学生協議会を設け、大学

の管理運営、教育課程、教職員の人事、その他大

学に関する事項について協議し、その決議に基づ

き、学長に建議することができるよう法文に明記

することといたします。

学生は、単に教えられる者として考えるべきで

はなく、学問を修め、社会に出て貢献する人物と

して、また、若い成人として、一般市民として、

公私にわたる事柄について決定できる権利を持つ

人間として、大学社会の中で正しく位置づけられ

なければなりません。大学における学生の人格的

存在は正當に評価されるべきであり、また、教育

見を聞き、真に開かれた大学としての機能を発揮

するため、地域住民の代表はもちろん、各層各界

の代表を任命することを法律に規定すべきであります。

が党の提案いたしました四点の修正につき、各項目ごとに文部大臣の御見解を承りたいと存じます。

先ほどから申述べてまいりましたよ

う。

に、事教育にかかる問題は、政党政派にとらわれることなく、国民の願いを踏まえて虚心坦懐に

話すべきだと存じます。そのため

には、文部大臣は、議長と同様に党籍を離脱し

て、文教行政の最高責任者としての任を果たして

いただきたいと存じます。そのため

に、いかがでございましょう。

また、権力の座にある政府は、大局に立って、

可及的に多数の異なる意見に耳を傾け、その長所

を取り入れる雅量と冷静さが必要だと存じます

が、いかがでございましょう。

このたび、四野党が共同提案いたしました国立

学校設置法の一部を改正する法律案につきまして

が、いかがでございましょう。

また、文部大臣は、議長と同様に党籍を離脱し

て、文教行政の最高責任者としての任を果たして

いただきたいと存じます。そのため

には、文部大臣は、議長と同様に党籍を離脱し

て、文教行政の最高責任者としての任を果たして

いただきたいと存じます。そのため

○國務大臣(田中角栄君) 萩原幽香子さんにお答えいたします。

大学の使命についてまずお答えをいたしますが、大学は、最高の学校教育機関として、高度の知識、技能を広く、かつ深く教授するとともに、学術研究の中心としての役割を果たすところあります。しかし、大学の大衆化や科学技術の急速な進歩などの社会情勢の変化に対応して、それぞれの大学のあり方についても、旧来の閉鎖的な大學のあり方が求められなければならないと思ふのであります。

今後の大學生は、高度な学術研究を推進し得る、柔軟性のある体制を整備いたしますとともに、真に社会に向かって開かれた大学として国民の期待にこたえていくことが必要であると考えます。

大学紛争の頻発を招いている現状では、大学はその使命を果たし得ないではないかとの御指摘でございますが、大学の現状につきましては、御指摘のような問題が数多く存在することは事実でございます。広く高い知識を吸収し、人格の陶冶を求めて大学に学ぼうとする国民の希望に正しくこぎます。このよくな観点から、大学教育の正すべき点は正し、これから激動する社会に適切に対応できる、よき社会人を育成する大学とするよう、大学関係者の自主的な努力を促しつつ、大学を進めてまいりたいと考えておるのであります。

次は、望ましい日本人の育成のためいかなる教育をなすべきであるかといふ趣旨の御発言でござりますが、私は、教育は次代をになう青少年を育て、民族悠久の生命をはぐくむための最も重要な課題であると考えておるのであります。申すまでもなく、教育の任務は、民族的伝統の継承と民主社会の規範の体得の上に個人の可能性の豊かな開

花をはかることがあります。平和な国家社会の構成員を育成いたしますとともに、国際社会における

ましても、信頼と尊敬を受け得るりっぱな日本人を育成することだと思うのであります。このためには、長期的な展望に立って、教育全般の総合的研究は、喫緊の課題であると考えておるのであります。

なお、本法案策定にあたり十分検討を重ねたか、教育制度の改革にあたって異なる意見にも耳を傾けよといふ趣旨の御発言でござりますが、筑波大学の構想は、東京教育大学における改革構想の実現をはかるという性格を持つものであります。筑波大学の構想を基礎とし、さらに多数の学識経験者の参加を求めて、これを取りまとめたものであることは御承知のとおりでございます。

これらの構想につきましては、それぞれの時点まで広く公表され、各方面で議論のあつたことをまた御承知だと思ふのでござります。しかも、ここで構想されている問題は、いずれも多くの大学に共通する問題であり、かねて各大学や国立大学協会その他の関係諸団体から、その実現が強く求められてきたものも少なくないでござります。教育の問題のように、国家百年にわたる問題についても、先ほどちょっと申しましたリコールへん広いものでござります。研究の学系といいましても、二十六学系を一応予定されておるようですが、もし、かりにもそういう場合には、筑波大学専門学群、体育専門学群、芸術専門学群、たいへん広いものでござります。研究の学系といいましても、二十六学系を一応予定されておるようですが、これは大学の自治にゆだねてしかるべきものではなかろうかと、こう考えておるわけでござります。

具体的の御提案であります一つの、副学長を三人以内としろというお話がございました。教育といふことの意味においてはやはり必要ではないだらうか、こう考えておるわけでござります。自由をそこならうという意味の御心配がござりますが、もし、かりにもそういうふうに考えられておられるので、それらの連絡調整をはかつていよいよ力を入れなきゃならない責任だと考えておりましたので、今後とも一そなうの努力を払つてしまひました。そこで、今後とも一そなうの努力を払つてしまひました。

学間は政党政派にとらわれることのないようないう御指摘でござりますが、全々そのとおりであります。同感でござります。

文部大臣が党籍を離れてはどうかということでありましたが、文部大臣が党に籍を持つておりますが、私は、どうかといふことでござります。しかし、決して政府が押しつけるべきではありません。しかし、決して政府が押しつけるべきではありません。決して政府が押しつけるべきではありません。決して政府が押しつけるべきではありません。

しておられますことを御理解を賜わりたいと思うのです。

○國務大臣(奥野誠亮君) 大学生教授の資質を高め、その員数を拡充していくことは、当然私の特

対する見解は、文部大臣からお答えをいたしました。(拍手)

【國務大臣奥野誠亮君登壇、拍手】

ちに利用してもらう、地域の人たちと一緒になつて大学の運営に当たつていきたいという気持ちがあるようでござります。さらにもう、高等学校校長の代表者に入つてもらいまして、入学試験のあり方について学校側からの意見も聞きたい、また、高等學校教育と大学教育との関連についても積極的な意見を聞き入れていきたい、あるいはまた、東京教育大学の同意の代表に入つてもらいまして、先輩から母校を見た場合にどういう感じを持つか、そこから積極的な建設的な意見を見出していただきたい、こう考えておられるようでございまして、他の大学の代表者に入つても

らいます。他の大学から見た場合は、筑波大学にいろいろ批判があつてしかるべきだ、そういうことにも謙虚に耳を傾けていただきたい、いろんなことで努力されているようでござりますので、やはり私は、これは大学の自治にゆだねてしかるべきものではなかろうかと、こう考えておるわけでござります。

また、学生協議会の法定について御意見がございました。私も、学生がみずから学ぶ意欲を持たなければ教育の効果があがらないわけでございません。私は、これは大学の自治にゆだねてしかるべきものではなかろうかと、こう考えておるわけでござります。

また、学生協議会の法定について御意見がございました。私は、学生がみずから学ぶ意欲を持たなければ教育の効果があがらないわけでございません。私は、これは大学の自治にゆだねてしかるべきでござります。現状におきましては、大学の状況が非常に区々でござります。非常に区々でございますだけに、いまここで法定することについて学校当局は当然していくべきだと、こう考えるわけでござります。現状におきましては、大学の状況が非常に区々でござります。

そこで、学生の意見を積極的に取り入れる努力をすれば、教育の効果があがらないわけでございません。私は、これは大学の自治にゆだねてしかるべきでござります。現状におきましては、大学の状況が非常に区々でござります。非常に区々でございます。しかし、決して政府が押しつけるべきではありません。しかし、決して政府が押しつけるべきではありません。決して政府が押しつけるべきではありません。

学長選考権を持つた協議会の構成員に学生を参考にせらるというお話がございました。これも将来にわたる研究課題だと思うのですけれども、やはり学長選考といふようなものは、教育と研究に責任を持つた人たちで選考させる。これが大切じゃないだろうか。大学の自治といふものは、研究と教育を主体に考えられているわけでござりますだ

参画会に地域代表者を加えることを法定しようといたしました。東京教育大学がいま参画会の構成について考えておりますのは、やはり一つは、地域の代表者に入つてもらいまして、筑波大学の体育施設でありますとか、あるいはは大学会館でありますとか、そういうものを地域の人た

るために提出したと言つていますが、衆議院での審議で明らかにされたように、本法案の内容は、むしろ大学の自主的改革を法的に制約する内容となつております。しかも、筑波大学方式を全大学に及ぼそうとするものではありませんか。これはきわめて重大であります。国立大学協会や日本学術会議など、多くの諸団体が、本法案について、大学改革の将来の方向を示すものであるかのことを考え方がもとになつてゐる、と批判しているのもそのためであります。

大学改革は、憲法と教育基本法に基づく民主主義的原則をしつかり踏まえて、大学の社会的責務

の自覚のもとに、直接国民に責任を負い、社会進歩に奉仕し、大学の自治を守り、全構成員の参加による自治を確立して、学内に民主主義を徹底する立場で行なわれなければなりません。これこそが真に国民の意見を大学に正しく反映させる道であります。このために、緊急に求められるものは何でしょうか。学園から暴力を一掃することであり、次いで、大学の各構成員の権利を認め、教員がその責務を自覚し、その権限が十分に保障され、学生の多数を代表する自治組織を公認し、その民主的、自主的活動を保障することです。このことを抜きにして、いかなる改革案もそ

の実現の保障はございません。

さらに、大学における教育面を重視し、教育学の成果に依拠しつつ、教育の内容、方法を改善充実とともに、大幅な助成によつて国公私立大

学間の格差を是正し、マスプロ教育をなくし、地方の国立大学の充実と総合大学化をはかることになつております。国立大学協会や日本学術会議など、多くの諸団体が、本法案について、大学改革の将来の方向を示すものであるかのことを考

え方がもとになつてゐる、と批判しているのもそ

のためであります。

総理並びに文部大臣、あなた方はこのよくな

場から、当面緊急の大学の諸課題を、大学の意思

を尊重しつつ、その解決のために努力する用意が

あられるかどうか、明確な答弁を求めて、私の質

問を終わります。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君等壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 加藤進君にお答えをいたします。

まず第一は、第一条を分離し、すみやかに成立

をはかれど、こういふことでござります。

國立学校設置法等の一部を改正する法律案は、

筑波大学の創設を含む国立大学の新設、整備及び

これに関連する大学制度の改善措置について規定

をしておるのであります。國立学校設置法は國立

大学等の設置、組織及び運営に関する基本的事項

について、統一的に定めることを目的とする法律

であり、今回の改正案は現行法制の体系上、何ら

疑義はないわけでござります。したがいまして、

政府としては、この法律案を分離する考えは全く

持つておりません。

〔國務大臣奥野誠亮君等壇、拍手〕

○國務大臣(奥野誠亮君) 筑波大学は、十月開學

を目ざしているわけでございまして、非常に大き

な大学でござりますし、いまの東京教育大学の五

倍の二百四十五ヘクタールの土地を確保してい

るわけでござります。あしからず御了解賜わりまして、す

わざいます。教員の確保や施設の整備に非

常に大きな努力を要するわけでござりますので、みやかに政府案の成立によらまして、本法の成立の一日も早かれとこいねがつております。関係者の期待にこたえていただきますよう、心からお願ひをいたしたいであります。(拍手)

第三は、大学の民主的改革についての御発言がございましたが、お答えをいたします。

大学教育については、急速な普及と社会の複雑

高度化に伴つて、大学の内外からさまざま�新し

い要請が出てきております。筑波大学

は、東京教育大学の改革構想を基礎として、有識

者の意見をも取り入れて創設しようとするもので

ござります。政府は、東京教育大学を中心とする

関係者の努力が実を結ぶよう、力を注いでおるの

でござります。大学教育に対する新しい要請にこ

たえるために、新しい制度の採用を機会に、いろ

いろな問題に対しても具具体案を得て御審議をお願い

をいたしております。大学教育に対する新しい要請にこ

たえるために、新しい制度の採用を機会に、いろ

いろな問題に対しても具具体案を得て御審議をお願い

をいたしております。大学をつくり上げるために、また、大学

よりよい大学をつくり上げるために、これこそ、

<p

その計画が関係者の協力によって進められるかぎりにおいて、その試みの一つと見るべきものである。『このような試み自体に異議をさしはさむものではなく、これを見守つていくことにしたい』と、こういう意見になっておりますことを御理解いただきたいと思います。

同時にまた、大学の学部教授会が反対の意見をアピールしてこられた、それに対しまして、その関係の教授から私のところへ、また、こういう意見をよこしておられるわけござります。こんなことを多數決できめて、そしてアピールしていよいよしておられるわけでございます。

心の自由は、これを侵してはならない」と書いているじゃないか、自分は賛成であるにかわらず、自分で反対のようになると、そういうものは、そういう権限、責任以外のことにはないのだというような意見の表明のあったことも、ひとつ御報告をさせていただきます。(拍手)

大学から暴力を一掃すること、これは大賛成でござります。大賛成でございまして、そういう意味では、学外の政治団体が学内に拠点を持ち込んで自派勢力の拡大をはかつたり、活動を競い合うことによって混乱をかもし出している例が、早稲田大学その他において見られるわけでございまして、このような学外の政治団体が学内に拠点を持ち込んで自派勢力の拡大をはからうとするいまの姿については、お互いに反省をすべきところがあ

るのじやなかろうか、かように考えるものでございます。(拍手)

各大学の自主的な改革につきましては、謙虚に耳を傾けながら、必要なものにつきましては積極的にそれが達成されますように努力を続けていきたいと考えます。(拍手)

○副議長(森八三一君) これにて質疑は終了いたしました。

本法律案は、現下における経済情勢にかんがみ、国民生活の安定を図るために、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案

緊急措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月二十六日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

(勧告及び公表)

第四条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行なう者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、内閣総理大臣及び主務大臣の定める基準に従い適当と認められる売渡先及び売渡価格を指定し、期限を定めて、当該特定物資の全部又は一部を売り渡すべきことを勧告することができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨

(物資の指定)

第二条 生活関連物資の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売惜しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定する。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

(調査)

第三条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条第一項の規定により指定された物資(以下「特定物資」という。)について、その価格の動向及び需給の状況に關し必要な調査を行なうものとする。

まず、委員長の報告を求めます。物価等対策特別委員長山下春江君。

審査報告書

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十七日

物価等対策特別委員長 山下 春江
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

第一条 この法律は、生活関連物資(食品、織維、木材その他の国民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ。)について、買占め及び売惜しみに対する緊急措置を定めることにより、国民生活の安定に資することを目的とする。

まず、委員長の報告を求める。商工委員長佐
田一郎君。

附
則

企業信用保険に関する特別措置等に関する法律 （一部改正）

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

1 この法律は公布の日から施行する。

施行期日

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾

に掲載

卷之三

卷之三

文庫本第八十三編

和四十八年四月二十六日

衆議院議事

參議院議長 河野謙三殿

— 1 —

小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百

号)の一部を次のように改正する。

第一項中二千五百万円】を二千五百万

「五千万円」を「七千万円」に改める。

第一項及乙第二項中「八十万円」を

卷之三

卷之三

条及び第十三條中「及び特別小口保険」

別小口保険及び公害防止保険に改める。

が「西保険及び公害防止保険」に改める。

卷之三

中小企業関連保証及びその他の保証」といふ、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「輸出中小企業に対する保証」とあるの「輸出中小企業関連保証」こと、「当該債務者」と「同法第三条の二第一項中「保険額の合計額が三百万円」とあるのは「輸出中小企業関連保証に係る保険関係の保険額の合計額及びその他の保険関係の保険額の合計額がそれぞれ四百五十万円及び三百万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金の額が三百万円(当該債務者)とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証」として、当該保証をした借入金の額がそれぞれ四百五十万円及び三百万円(輸出中小企業関連保証及びその他の保証)とに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ四百五十万円及び三百万円(輸出中小企業関連保証)とあるのは「それぞれ四百五十万円から」とあるのは「それぞれ四百五十万円及び三百万円から」とに改める。

附則第二項中「三年」を「五年」に改める。

附則第三項中「昭和四十六年十月一日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

附則第四項中「この法律」を「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律」を改正する法律(昭和四十八年法律第
号)に改める。

(施行期日)
附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六項から第八項までの規定は、同日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「旧認定中小企業者」という。)であつて旧法第六条第一項の認定を受けたものに

あつて旧法第六条第一項の認定を受けたものに

その事業の転換を行なうのに必要な資金に係る中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 税税特別措置法(昭和三十二年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

第七条の四中「昭和四十六年又は昭和四十七年」を「昭和四十八年又は昭和四十九年に改める。

第六十九条の三中「昭和四十六年八月十六日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

第七条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「改正後の租税特別措置法」という。)第二
十一条の四又は第六十九条の三の規定は、それぞれこの法律の施行の日以後に新法第三条第一項の認定を受けた個人で新法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの(当該個人の相続人及び包括受遺者を含む)又は同日以後に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び改正後の租税特別措置法第六十条の三に規定する認定中小企業法人に準ずる法人について適用し、同日前に旧法第三条第一項の認定を受けた個人で旧法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの(当該個人の相

その事業の転換を行なうのに必要な資金に係る中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 税税特別措置法(昭和三十二年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

第七条の四中「昭和四十六年又は昭和四十七年」を「昭和四十八年又は昭和四十九年に改める。

第六十九条の三中「昭和四十六年八月十六日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

第七条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「改正後の租税特別措置法」という。)第二
十一条の四又は第六十九条の三の規定は、それぞれこの法律の施行の日以後に新法第三条第一項の認定を受けた個人で新法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの(当該個人の相続人及び包括受遺者を含む)又は同日以後に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び改正後の租税特別措置法第六十条の三に規定する認定中小企業法人に準ずる法人について適用し、同日前に旧法第三条第一項の認定を受けた個人で旧法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの(当該個人の相

統人及び包括受遺者を含む)並びに同日前に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び前項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三に規定する認定中小企業法人に準ずる法人については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 税税特別措置法(昭和三十二年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

第七条の四中「昭和四十六年又は昭和四十七年」を「昭和四十八年又は昭和四十九年に改める。

第六十九条の三中「昭和四十六年八月十六日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

第七条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「改正後の租税特別措置法」という。)第二
十一条の四又は第六十九条の三の規定は、それぞれこの法律の施行の日以後に新法第三条第一項の認定を受けた個人で新法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの(当該個人の相続人及び包括受遺者を含む)又は同日以後に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び改正後の租税特別措置法第六十条の三に規定する認定中小企業法人に準ずる法人について適用し、同日前に旧法第三条第一項の認定を受けた個人で旧法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの(当該個人の相

その事業の転換を行なうのに必要な資金に係る中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 税税特別措置法(昭和三十二年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

第七条の四中「昭和四十六年又は昭和四十七年」を「昭和四十八年又は昭和四十九年に改める。

第六十九条の三中「昭和四十六年八月十六日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

第七条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「改正後の租税特別措置法」という。)第二
十一条の四又は第六十九条の三の規定は、それぞれこの法律の施行の日以後に新法第三条第一項の認定を受けた個人で新法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの(当該個人の相続人及び包括受遺者を含む)又は同日以後に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び改正後の租税特別措置法第六十条の三に規定する認定中小企業法人に準ずる法人について適用し、同日前に旧法第三条第一項の認定を受けた個人で旧法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの(当該個人の相

5 債権者が第一項の一定の期間内に異議を述べたときは、地方保証協会又は基金協会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

(地方保証協会の解散等)

第六条 第三条第一項の規定により基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会は、地方承継契約で定めた権利及び義務を承継すべき日(以下「地方承継日」という。)に解散する。この場合においては、旧法及び他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により地方保証協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

3 第三条第一項の規定により地方保証協会と地方承継契約を締結した基金協会は、保証保険法第八条の規定にかかるらず、当該地方承継契約の定めるところにより承継した権利及び義務に関する業務を行なうことができる。

4 第三条第一項の規定により基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会の会員で第四条第二項の規定による通知をしなかつたもの(当該地方承継契約に係る地方保証協会の会員で第四条第二項の規定による通知を除く。)は、当該基金協会の会員である者を除く。は、当該地方承継日に当該基金協会の会員となる。この場合には、保証保険法第十四条第二項及び第十

八条第二項の規定は、適用しない。

5 第三条第一項の規定により基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会の会員で第四条第二項の規定による通知をしたものは、当該地方承継契約に係る地方承継日に当該地方保証協会から脱退する。

6 前項に規定する通知をした者は、同項に規定する地方保証協会と地方承継契約を締結した基金協会に対し、旧法第二十七条(同条第三項を除く。)の規定の例により、その出資額の払戻しを請求することができる。

(保証債務の消滅及び保険関係の成立等)

第七条 第三条第一項の規定により基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会につき中央保証協会が旧法第十二条第二項の規定により負担した保証債務は、当該地方承継契約に係る地方承継日に消滅し、保険協会と当該基金協会との間に、当該保証債務に係る当該地方保証協会の保証債務で当該基金協会が承継したものにつき、当該地方承継日に、保証保険法第七十八条の規定にかかるらず、政令で定めるところにより交付した交付金の額」とあるのは「第六十四条第一号の保険の事業」である。

5 前項の規定により交付されたものとされる交付金についての保証保険法第六十六条第一項の規定の適用については、同項中「第六十四条第一号の保険の事業」とあるのは「第六十四条第一号の保険の事業及び開拓融資保証法の廃止に関する法律(昭和四十八年法律第二号)第七条第二項の業務」と、「及び前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てるべきものとして交付した交付金の額」とあるのは「前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てるべきものとして交付した交付金の額及び同法第七条第五項の額」とする。

2 保険協会は、保証保険法第六十四条の規定にかかるらず、前項の規定により成立した保険関係に関する業務を行なうことができる。

3 第一条の規定により保険協会と当該基金協会との間に保険関係が成立したときは、中央保証協会は、当該保険関係に係る保険金の支払の財

源として、大蔵省令、農林省令で定めるところにより、旧法第五条第二項及び第三項の規定による出資金の額を基礎として算定される額に相当する金額を保険協会に交付しなければならない。

5 第三条第一項の規定により基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会の会員で第四条第二項の規定による通知をしたものは、当該地方承継契約に係る地方承継日に当該地方保証協会から脱退する。

6 前項に規定する通知をした者は、同項に規定する地方保証協会と地方承継契約を締結した基金協会に対し、政府の中央保証協会に對する出資額は、その交付した金額に相当する金額を減少したものとし、その交付した金額は、保険金の支払の財源に充てるべき交付金として政府から保険協会に交付されたものとする。

4 中央保証協会が前項の金額を保険協会に交付したときは、その時に、政府の中央保証協会に対する出資額は、その交付した金額に相当する金額を減少したものとし、その交付した金額は、保険金の支払の財源に充てるべき交付金として政府から保険協会に交付されたものとする。

5 前項の規定により交付されたものとされる交付金についての保証保険法第六十六条第一項の規定の適用については、同項中「第六十四条第一号の保険の事業」とあるのは「議決権の合計数」と、「出資総額」とあるのは「議決権の合計数」と読み替えるものとする。

2 中央承継契約を締結するには、あらかじめ、総会の議決を経なければならない。

3 前項の議決については、中央保証協会にあっては旧法第五十四条第二項の規定を、保険協会にあっては保証保険法第四十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「出資の合計額」とあるのは「議決権の合計数」と、「出資総額」とあるのは「議決権の合計数」と読み替えるものとする。

4 中央保証協会及び保険協会は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 第四条及び第五条の規定は、中央承継契約の締結について準用する。この場合において、第四条中「地方保証協会」とあるのは「中央保証協会」と、「前条第二項」とあるのは「第八条第二項」と、「会員」とあるのは「国及び地方保証協会以外の出資者」と、第五条第一項中「第三条第二項」とあるのは「第八条第二項」と、同条第二項及び第三項中「前項」とあるのは「第八条第五項において準用する前項」と、同条第四項及び第五項中「第二項」とあるのは「第八条第五項において準用する第二項」と読み替えるものとす

<p>正する。</p> <p>第二条第一号レを次のように改める。</p> <p>レ 削除</p>
<p>(大蔵省設置法の一部改正)</p>
<p>第五条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>第十二条第一項第九号中「開拓融資保証協会」を削る。</p>
<p>(農林省設置法の一部改正)</p>
<p>第六条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>第九条第一項第十六号を次のように改める。</p>
<p>十六 削除</p>
<p>(地方税法の一部改正)</p>
<p>第七条 地方税法（昭和二十五年法律第一百一十六号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第四号及び第二百九十六条第一項第二号中「開拓融資保証協会」を削る。</p>
<p>(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)</p>
<p>第八条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>第一条第一項中第八号を削り、第七号の二を第八号とする。</p>
<p>(所得税法の一部改正)</p>
<p>第九条 所得税法（昭和四十年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>昭和四十八年六月二十九日 参議院会議録第二十四号 開拓融資保証法の廃止に関する法律案 通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>別表第一第一号の表開拓融資保証協会の項を削る。</p>
<p>(法人税法の一部改正)</p>
<p>第十一条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>別表第二第一号の表開拓融資保証協会の項を削る。</p>
<p>(印紙税法の一部改正)</p>
<p>第十二条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>別表第二の表開拓融資保証協会の項を削る。</p>
<p>第十三条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>別表第二の表開拓融資保証協会の項を削る。</p>
<p>(地主税法の一部改正)</p>
<p>第七条 地主税法（昭和二十四年法律第一百一十六号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第四号及び第二百九十六条第一項第二号中「開拓融資保証協会」を削る。</p>
<p>(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)</p>
<p>第八条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>第一条第一項中第八号を削り、第七号の二を第八号とする。</p>
<p>(所得税法の一部改正)</p>
<p>第九条 所得税法（昭和四十年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>昭和四十八年六月二十九日 参議院会議録第二十四号 開拓融資保証法の廃止に関する法律案 通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>一般農政への移行のためとられてきた諸施策の効果をはじめ、開拓融資保証制度の一般制度への移行にあたっての得失、保証協会の求償権残高等の問題を解決する。</p>
<p>第十一条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>別表第二第一号の表開拓融資保証協会の項を削る。</p>
<p>(印紙税法の一部改正)</p>
<p>第十二条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>別表第二の表開拓融資保証協会の項を削る。</p>
<p>(地主税法の一部改正)</p>
<p>第七条 地主税法（昭和二十四年法律第一百一十六号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第四号及び第二百九十六条第一項第二号中「開拓融資保証協会」を削る。</p>
<p>(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)</p>
<p>第八条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>第一条第一項中第八号を削り、第七号の二を第八号とする。</p>
<p>(所得税法の一部改正)</p>
<p>第九条 所得税法（昭和四十年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>昭和四十八年六月二十九日 参議院会議録第二十四号 開拓融資保証法の廃止に関する法律案 通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。</p>
<p>[審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載]</p>
<p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p>
<p>通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>昭和四八年五月十一日</p>
<p>衆議院議長 中村 梅吉</p>
<p>参議院議長 河野 謙三殿</p>
<p>〔小字及び――は衆議院修正〕</p>
<p>以上御報告申し上げます。(拍手)</p>
<p>○副議長(森八三一君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。</p>
<p>〔賛成者起立〕</p>
<p>○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。</p>
<p>よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。</p>
<p>〔議長起立〕</p>
<p>○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。</p>
<p>よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。</p>
<p>〔議長起立〕</p>
<p>○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。</p>
<p>よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。</p>
<p>〔議長起立〕</p>
<p>○副議長(森八三一君) 日程第六 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院</p>
<p>第三条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「輸出品の生産の振興その他を削り、同条第三号中「を促進するため必要な措置を定めるものであります。</p>
<p>委員会におきましては、本案の前提となる開拓農況、離農家、離農地の実情及び開拓行政の送付)を議題といたします。</p>
<p>〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕</p>
<p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p>
<p>通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>昭和四八年五月十一日</p>
<p>衆議院議長 中村 梅吉</p>
<p>参議院議長 河野 謙三殿</p>
<p>〔小字及び――は衆議院修正〕</p>
<p>以上御報告申し上げます。(拍手)</p>
<p>○副議長(森八三一君) 第一節 資源開発(第一款総則(第二款附則))</p>
<p>目次中「第一節 特許厅」を</p>
<p>第一節 特許厅</p>
<p>〔第一節 特許厅〕</p>
<p>まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。</p>
<p>[審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載]</p>
<p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p>
<p>通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>昭和四八年五月十一日</p>
<p>衆議院議長 中村 梅吉</p>
<p>参議院議長 河野 謙三殿</p>
<p>〔小字及び――は衆議院修正〕</p>
<p>以上御報告申し上げます。(拍手)</p>
<p>○副議長(森八三一君) 第一節 特許厅</p>
<p>〔第一節 特許厅〕</p>
<p>まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。</p>
<p>[審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載]</p>
<p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p>
<p>通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>昭和四八年五月十一日</p>
<p>衆議院議長 中村 梅吉</p>
<p>参議院議長 河野 謙三殿</p>
<p>〔小字及び――は衆議院修正〕</p>
<p>以上御報告申し上げます。(拍手)</p>
<p>○副議長(森八三一君) 第一節 特許厅</p>
<p>〔第一節 特許厅〕</p>
<p>まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。</p>
<p>[審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載]</p>
<p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p>
<p>通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>昭和四八年五月十一日</p>
<p>衆議院議長 中村 梅吉</p>
<p>参議院議長 河野 謙三殿</p>
<p>〔小字及び――は衆議院修正〕</p>
<p>以上御報告申し上げます。(拍手)</p>
<p>○副議長(森八三一君) 第一節 特許厅</p>
<p>〔第一節 特許厅〕</p>
<p>まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。</p>
<p>[審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載]</p>
<p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p>
<p>通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>昭和四八年五月十一日</p>
<p>衆議院議長 中村 梅吉</p>
<p>参議院議長 河野 謙三殿</p>
<p>〔小字及び――は衆議院修正〕</p>
<p>以上御報告申し上げます。(拍手)</p>
<p>○副議長(森八三一君) 第一節 特許厅</p>
<p>〔第一節 特許厅〕</p>
<p>まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。</p>
<p>[審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載]</p>
<p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p>
<p>通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>昭和四八年五月十一日</p>
<p>衆議院議長 中村 梅吉</p>
<p>参議院議長 河野 謙三殿</p>
<p>〔小字及び――は衆議院修正〕</p>
<p>以上御報告申し上げます。(拍手)</p>
<p>○副議長(森八三一君) 第一節 特許厅</p>
<p>〔第一節 特許厅〕</p>
<p>まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。</p>
<p>[審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載]</p>
<p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p>
<p>通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>昭和四八年五月十一日</p>
<p>衆議院議長 中村 梅吉</p>
<p>参議院議長 河野 謙三殿</p>
<p>〔小字及び――は衆議院修正〕</p>
<p>以上御報告申し上げます。(拍手)</p>
<p>○副議長(森八三一君) 第一節 特許厅</p>
<p>〔第一節 特許厅〕</p>
<p>まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。</p>
<p>[審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載]</p>
<p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p>
<p>通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
<p>昭和四八年五月十一日</p>

第九条の二の次に次の二条を加える。

(基礎産業局の事務)

第十一条 基礎産業局においては、次の事務をつかさどる。

一次に掲げる鉄鋼、軽金属等(核燃料物質を除く。)の輸出、輸入、生産、流通及び消費を除く。農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

鉄鉱

鋼材及びその半製品

合金鉄

鉄鋼製品

軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム

及び希有金属

金属くず

非鉄金属製品

一次に掲げる化学工業品等(化学肥料、飲食料品及び農薬を除く。)の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。(生活産業局の所掌に係ることを除く。)

硫酸、か性ソーダその他無機化学工業品

エチレン、エチレン系誘導品その他有機化学生工業品

しよう脳、ゴム、ゴム製品及び油脂製品

その他化学工業品

輸入及び生産の増進、改善及び調整を図ること。

四 肥料価格安定等臨時措置法(昭和三十九年法律第百三十八号)の施行に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。

五 工業塗の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

六 アルコールの専売を行なうこと。

昭和四十八年六月二十九日 參議院会議録第二十四号

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

七 アルコール専売事業特別会計の経理を行なうこと。

八 基礎産業局においては、前項第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

九 第十二条の見出しを「(生活産業局の事務)」に改め、同条各号列記以外の部分中「織維雑貨局」を

「生活産業局」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、「陶磁器」を削り、「右に掲げるもの以外の織維工業品及び雑貨

工業品」を「陶磁器、ガラス、セメントその他窯業

工業品」を「土木建築材料(木材を除く。)その他織維工業品及び雑貨工業品

に改め、同条第一号中「織維雑貨局」を「生活産業局」に改める。

十 第十三条から第十六条までを次のよう改めること。

第十八条の二及び第十八条の三を削る。

第十九条中「前四条」を「前二条」に、「の外」を「のほか」に、「左の」を「次の」に改める。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中

「総合エネルギー調査会」に改め、同条第二項中「公害保安局」を「立地公害

局」に、「第九条の二第六号から第九号まで、第十号及び第十二号」を「第九条の二第九号から第十二号まで、第十四号及び第十五号」に改め、同条第二号、第七号、第十一号、第十五号、第十七号及び第二十号

中「行う」を「行なう」に改める。

第十三条规定第十六条までを次のように改めること。

第十八条の二及び第十八条の三を削る。

第十九条中「前二条」に、「の外」を「のほか」に、「左の」を「次の」に改める。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中

「総合エネルギー調査会」に改め、同条第二項中「公害保安局」を「立地公害

局」に、「第九条の二第六号から第九号まで、第十号及び第十二号」を「第九条の二第九号から第十二号まで、第十四号及び第十五号」に改め、「外

」を「内」に改め、「立地公害局」の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

第十三条から第十六条までを次のように改めること。

第十八条の二及び第十八条の三を削る。

第十九条中「前二条」に、「の外」を「のほか」に、「左の」を「次の」に改める。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中

「総合エネルギー調査会」に改め、同条第二項中「公害保安局」を「立地公害

局」に、「第九条の二第六号から第九号まで、第十号及び第十二号」を「第九条の二第九号から第十二号まで、第十四号及び第十五号」に改め、「外

号まで、第十一号及び第十二号」「第九条の二第

九号から第十二号まで、第十四号及び第十五号

に、「左に」を「次に」に改め、同条第二号、第七号、第十一号、第十五号、第十七号及び第二十号

中「行う」を「行なう」に改める。

第三十二条第四項中「公害保安局」を「立地公害

局」に、「第九条の二第六号から第九号まで、第十号及び第十二号」を「第九条の二第九号から第十二号まで、第十四号及び第十五号」に改め、「外

」を「内」に改め、「立地公害局」の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

第三十六条の四 資源エネルギー庁に、長官官房

に置く。

第三十六条の五 資源エネルギー庁に次長一人を置く。

第三十六条の六 長官官房においては、資源エネルギー庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

第三十九条の次に次の二条を加える。

二 特許技監は、命を受けて工業所有権に關する審査及び審判に關する事務のうち技術に關する重要事項を總括整理する。

三 第三章中第二節を第三節とし、第一節を第二節とし、第三十六条の次に次の二節を加える。

四 第一節 資源エネルギー庁

第五 第二節を第三節とし、第一節を第二節とし、第三十六条の次に次の二節を加える。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 行政の考査を行なうこと。

八 庁務の総合調整を行なうこと。

九 鉱物資源及び電力等のエネルギーに關する総合的な政策及び計画を立案すること。

十 鉱業権の設定等に關する出願、登録その内外事情に關し、調査し、分析し、及び情報を提供すること。

十一 鉱業権の設定等に關する出願、登録その他鉱山に關すること。(立地公害局の所掌に係ることを除く。)

十二 次に掲げる鉱物、非鉄金属等の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用

(内部部局)

公益事業部

石油部

石炭部

第三十六条の四 資源エネルギー庁に、長官官房に置く。

第三十六条の五 資源エネルギー庁に次長一人を置く。

第三十六条の六 長官官房においては、資源エネルギー庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

二 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

三 第二節を第三節とし、第一節を第二節とし、第三十六条の次に次の二節を加える。

四 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

五 所掌事務に關する一般会計及び石炭及び石油対策特別会計についての経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 行政の考査を行なうこと。

八 庁務の総合調整を行なうこと。

九 鉱物資源及び電力等のエネルギーに關する総合的な政策及び計画を立案すること。

十 鉱業権の設定等に關する出願、登録その内外事情に關し、調査し、分析し、及び情報を提供すること。

十一 鉱業権の設定等に關する出願、登録その他鉱山に關すること。(立地公害局の所掌に係ることを除く。)

十二 次に掲げる鉱物、非鉄金属等の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用

物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。(本省の内部部局の所掌に係ることを除く。)

鉱物(石油、可燃性天然ガス、石炭及び亜炭を除く。次号において同じ。)及び重要土石非金属鉱物製品

非鉄金属及び核燃料物質たる非鉄金属製品

十三 鉱物の埋蔵量の調査に關すること。

十四 鉱物資源の開発に關すること。(石油部及び石炭部の所掌に係ることを除く。)

十五 長官官房の所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。

十六 通商産業省の所掌に係る原子力の研究、開発及び利用に關する事務を總括すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、資源エネルギー庁の所掌事務で他部及び臨時石炭対策本部の所掌に屬しない事務に關すること。

(石油部の事務)

第三十六条の七 石油部においては、次の事務をつかさどる。

一 石油及び可燃性天然ガス並びにこれらの製品の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。(基礎産業局の所掌に係ることを除く。)

二 石油精製業の許可に関する事務。

三 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)の施行に關すること。

四 石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する事務。

五 石油及び可燃性天然ガスの埋蔵量の調査に關すること。

六 石油部の所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。

(石炭部の事務)

第三十六条の八 石炭部においては、次の事務をつかさどる。

一 石炭及び亜炭並びにこれらの製品の輸出、

輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(基礎産業局の所掌に係ることを除く。)

二 石炭及び亜炭の埋蔵量の調査に關すること。

三 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発に關すること。

四 石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の賠償に關すること。

五 石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の復旧に關すること。

六 石炭部の所掌に係る事業の發達、改善及び調整を図ること。

七 電気事業部の事務

第三十六条の九 公益事業部においては、次の事務をつかさどる。

一 電気、ガス及び熱供給の料金その他の供給条件に關すること。

二 電気事業、ガス事業及び熱供給事業の經理

三 電気事業、ガス事業及び熱供給事業の運営を調整すること。

四 電気、ガス及び熱供給に関する施設、電氣用品、ガス用品並びに電氣工事業に關する監督その他の電気、ガス及び熱供給の保安に關すること。

五 発電水力の調査及び調整を行ない、並びに電源の開発その他電気に關する施設の建設を推進すること。

六 電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。

七 電気の計量に關すること。

八 発電に關する原子力の利用に關すること。

九 公益事業部の所掌に係る事業の發達及び改善を図ること。

(臨時石炭対策本部)

第三款 附屬機関

(臨時石炭対策本部)

第三十六条の十 第三十六条の十二に規定するも

のほか、資源エネルギー庁に、附屬機関として、臨時石炭対策本部を置く。

令で定める。

(その他の附屬機関)

第三十六条の十一 臨時石炭対策本部は、九州地方の産炭地域において生ずる石炭問題に關する対策の迅速かつ適確な実施を推進する機関とする。

第三十六条の十二 次の表の上欄に掲げる機関は、資源エネルギー庁の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

2 臨時石炭対策本部は、福岡市に置く。

種類	日	的
総合エネルギー調査会	エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に關する総合的かつ長期的な施策に關する重要な事項を調査審議すること。	
鉱業審議会	鉱業に關する重要な事項(石油及び可燃性天然ガス資源の開発並びに石炭鉱業の合理化に關するものを除く。)を調査審議すること。	
石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会	石油及び可燃性天然ガス資源の開発に關する重要な事項を調査審議すること。	
石油審議会	石油の安定的かつ低廉な供給の確保に關する重要な事項を調査審議すること。	
石炭鉱業審議会	石炭鉱業の合理化及び安定に關する重要な事項を調査審議すること。	
産炭地域振興審議会	産炭地域の振興に關する重要な事項を調査審議すること。	
電気事業審議会	電気事業に關する重要な事項を調査審議すること。	
電気主任技術者資格審査会	電気主任技術者国家試験を行ない、及び電気主任技術者の資格に關する事項を調査審議すること。	

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めがある場合を除くほか、政令で定める。	石炭鉱業に關する重要な事項を調査審議すること。
附則第四項中「第二十五条第一項」を「第三十六条の十二第一項」に改める。	電気事業に關する重要な事項を調査審議すること。
附則に次の二項を加える。	電気主任技術者国家試験を行ない、及び電気主任技術者の資格に關する事項を調査審議すること。
7 特許技監は、当分の間、特許庁の部長(総務長を除く。)の職を占める者をもつて充てられるものとする。	電気事業に關する重要な事項を調査審議すること。
8 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。(経過措置)	電気事業に關する重要な事項を調査審議すること。
9 この法律の施行の際現に通商産業省の鉱山石炭局若しくは公益事業局又は附屬機関(この法律の規定により資源エネルギー庁の相当の附屬機関となるものに限る。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、資源エネルギー庁の相当の職員となるものとする。	電気事業に關する重要な事項を調査審議すること。

附則

中山 太郎君	永野 鎮雄君	黒住 忠行君	河本嘉久藏君
長屋 茂君	若林 正武君	初村瀧一郎君	鍋島 直紹君
桧垣徳太郎君	久次米健太郎君	山崎 童男君	寺下 岩蔵君
龜井 善彰君	石本 茂君	斎藤 寿夫君	片岡 勝治君
佐藤 隆君	林田悠紀夫君	星野 重次君	須原 昭二君
安田 隆明君	源田 寒君	上田 稔君	世耕 政隆君
河口 陽一君	山内 一郎君	高橋雄之助君	川野辺 静君
宮崎 正雄君	木島 義夫君	佐藤 一郎君	片山 正英君
畠本 宜実君	大森 久司君	寺本 広作君	梶木 又三君
白井 勇君	植木 光教君	佐藤 一郎君	鳴崎 均君
青木 一男君	植竹 春彦君	中津井 真君	今泉 正三君
木内 四郎君	杉原 荘太君	柳田桃太郎君	吉武 恵市君
上原 正吉君	松平 勇雄君	木村 陸男君	吉武 恵市君
塙田十一郎君	古池 信二君	船田 讓君	迫水 久常君
鈴木 亨弘君	鬼丸 勝之君	町村 金五君	吉武 恵市君
増田 盛君	大松 博文君	橋 岩動	吉武 恵市君
志村 愛子君	矢野 登君	岡本 道行君	吉武 恵市君
柴立 芳文君	高橋 邦雄君	徳永 正利君	吉武 恵市君
古賀雷四郎君		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	
		船田 让君	
		町村 金五君	
		橋 岩動	
		岡本 道行君	
		徳永 正利君	
		高橋文五郎君	
		柳田桃太郎君	
		木村 陸男君	

田中 一君	足鹿 覚君	法務委員	水源地域対策特別措置法案
秋山 長造君	春日 正一君	大蔵委員	同日委員長から左の報告書が提出された。
本院議員 安永 英雄君	内閣委員 神沢 浄君	社会労働委員	生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案可決報告書
國務大臣 同	地方行政委員 杉山善太郎君	農林水産委員	同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。
内閣總理大臣 田中 角榮君	法務委員 同	商工委員	同日議長は、左の委員派遣承認要求書
大蔵大臣 愛知 揆一君	大蔵委員 吉田忠三郎君	運輸委員	同
文部大臣 奥野 誠亮君	社会労働委員 上田 哲君	岩本 政二君	同
農林大臣 櫻内 義雄君	農林水産委員 藤原 道子君	藤原 道子君	一、目的 有明海等における水銀等の汚染による漁業被害の実情を調査し、もつて水産業協同組合法の一部を改正する法律案（關法第七九号）の審査に資する。
通商産業大臣 中曾根康弘君	商工委員 川村 清一君	西村 尚治君	一、派遣委員
國務大臣（經濟企画庁長官） 小坂善太郎君	運輸委員 上田 稔君	上田 稔君	一、費用 概算 二四五、九〇〇円
政府委員 同	建設委員 西村 尚治君	初村灌一郎 園田 清充	二、期間 六月三十日及び七月一日の二日間
内閣法制局第二部長 林 信一君	遞信委員 岩本 政二君	辻 一彦 沢田 実	三、派遣地 熊本県 福岡県 長崎県
文部省大学學術部長 奥田 真丈君	建設委員 林田悠紀夫君	塙田 大願	四、議題 沖縄の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法案（安井吉典君外八名提出）
内閣委員 同	同	同	五、報告書 右の通り議決した。よつて參議院規則第百八十二条により承認を求める。
地方行政委員 神沢 浄君	同	同	六、附註

官 報 (号 外)

昭和四十八年六月二十六日

農林水產委員長 龜井 善彰

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

ついて承認を求めるの件

電離放射線からの労働者の保護に関する余論

機械の防護に関する条約(第百十九号)の締結について承認を求める件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案案を可決した旨衆議院に通知した。

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法

の一部を改正する法律案

許可した

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一節を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	公害対策及び環境保全特別委員会	加藤 進君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日大蔵委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 成瀬 鎧治君 (野々山一三君の補欠)	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。	工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案	通商産業省設置法の一部を改正する法律案可決報告書	開拓融資保証法の廃止に関する法律案可決報告書
内閣委員会に付託	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。	報告書	法律案可決報告書
建設計委員会に付託	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案	通商産業省設置法の一部を改正する法律案可決報告書	開拓融資保証法の廃止に関する法律案可決報告書
公有水面埋立法の一部を改正する法律案	同日委員長から左の報告書が提出された。	内閣委員会に付託	報告書	法律案可決報告書
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案可	同日委員長から左の報告書が提出された。	建設計委員会に付託	報告書	法律案可決報告書

昭和四十八年六月二十九日 參議院會議錄第二十四号

明治三十五年三月三十日
第一種郵便物認可

定価
一部五十円
(配達料共)
発行所
大蔵省印刷局
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号107
電話 東京五八二四四一(大代)

六四二一